

医学部における語学マイレージ・プログラムの取扱い

平成30年3月8日

医学部長 裁定

徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領（平成30年1月16日学長制定。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、医学部（以下「本学部」という。）において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 マイレージ・プログラムの対象とする語学は、英語とする。
- 2 本学部各学科・専攻のマイレージ・プログラムの対象とする科目等は、次表に掲げるとおりとし、学生が同表の科目等を履修したときは、学生は同表のマイレージポイントを取得することができる。

①医学科

科目等		マイレージポイント	備考
教養教育科目	発信型英語	120～200	注1
専門教育科目	terminology	60～100	注2
	論文読解・抄録作成	60～100	注3
	医学英語	60～100	
外国語技能検定	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English+の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
USMLE 勉強会への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
USMLE 受験		20	受験
		100	合格
留学生のキャンパスアテンダント担当		1	1日につき
留学生との交流会・勉強会・講習会		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
国際学会発表（演者のみ）		20	学会発表1回につき
英語論文発表（筆頭著者のみ）		50	論文発表1回につき

海外留学	20	文化交流1回につき
	30	実習1週につき
スーパー英語	0～80	
国際センターが実施するプログラム	0～上限なし	

(注1) 評点を2倍する。

(注2) 「基礎医学Ⅰ」、「基礎医学Ⅱ」、「社会医学」のそれぞれの terminology についての成績を集計し、100点満点に換算する。

(注3) 「医学研究実習」において英語論文読解と英文抄録作成を評価し、100点満点に換算する。

(注4) TOEFL iBT を受験した場合は、TOEFL ITP 成績に換算してポイント化する。

②医科栄養学科

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	栄養英語	120～200	注3
	外書講読		
	臨床栄養学総合演習		
	ライフステージ栄養学総合演習		
外国語技能検定試験	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English+の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
留学生のキャンパスアテンダント担当		1	1日につき
留学生との交流会・勉強会・講習会		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
国際学会発表（演者のみ）		20	学会発表1回につき
英語論文発表（筆頭著者のみ）		50	論文発表1回につき
海外留学		20	文化交流1回につき
		30	実習1週につき
スーパー英語		0～80	
国際センターが実施するプログラム		0～上限なし	

(注1) 主題別英語については、2授業科目を履修することとし、それぞれの授業科目に対して60～100ポイントを付与する。

(注2) 評点を2倍する。

(注3) 4科目の中から高得点の2科目を採用する。履修が1科目の場合は評点を2倍する。

(注4) その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP 成績に換算してポイント化する。

③保健学科看護学専攻

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	原書講読 I	60～100	注3
	国際看護活動論	60～100	
外国語技能検定試験	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English+の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
留学生のキャンパスアテンダント担当		1	1日につき
国際学会発表（演者のみ）		20	学会発表1回につき
英語論文発表（筆頭著者のみ）		50	論文発表1回につき
海外留学		30	1週につき
スーパー英語		0～80	
看護学専攻が実施する英語学修プログラム		0～300	
国際センターが実施するプログラム		0～上限なし	

(注1) 主題別英語については、2授業科目を履修することとし、それぞれの授業科目に対して60～100ポイントを付与する。

(注2) 評点を2倍する。

(注3) 履修が1科目の場合は評点を1.6倍する。

(注4) その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP 成績に換算してポイント化する。

④保健学科放射線技術科学専攻

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	専門外国語	60～100	注3
	国際医療活動論	60～100	
外国語技能検定試験	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English+の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
留学生のキャンパスアテンダント担当		1	1日につき

国際学会発表（演者のみ）	20	学会発表1回につき
英語論文発表（筆頭著者のみ）	50	論文発表1回につき
海外留学	30	1週につき
スーパー英語	0～80	
放射線技術科学専攻が実施する英語学修プログラム	0～300	
国際センターが実施するプログラム	0～上限なし	

（注1）主題別英語については、2授業科目を履修することとし、それぞれの授業科目に対して60～100ポイントを付与する。

（注2）評点を2倍する。

（注3）履修が1科目の場合は評点を1.6倍する。

（注4）その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP 成績に換算してポイント化する。

⑤保健学科検査技術科学専攻

区分	授業科目名等	ポイント	備考
教養教育科目	主題別英語	120～200	注1
	発信型英語	120～200	注2
専門教育科目	専門外国語	60～100	注3
	国際医療活動論	60～100	
外国語技能検定試験	TOEFL ITP	310～677	注4
語学教育センターが実施するプログラム		0～上限なし	
語学留学		30～200	留学1回につき
English+の活動への参加		1	参加のみ1回につき
		2	プレゼン等1回につき
		3	企画担当1回につき
留学生のキャンパスアテンダント担当		1	1日につき
国際学会発表（演者のみ）		20	学会発表1回につき
英語論文発表（筆頭著者のみ）		50	論文発表1回につき
海外留学		30	1週につき
スーパー英語		0～80	
検査技術科学専攻が実施する英語学修プログラム		0～300	
国際センターが実施するプログラム		0～上限なし	

（注1）主題別英語については、2授業科目を履修することとし、それぞれの授業科目に対して60～100ポイントを付与する。

（注2）評点を2倍する。

（注3）履修が1科目の場合は評点を1.6倍する。

（注4）その他の外国語技能検定試験（英語）の成績については、TOEFL ITP 成績に換算してポイント化する。

- 3 本学部が定めるマイレージレベルは、次表に掲げるとおりとし、前項の規定により学生が取得したマイレージポイントの合計に応じて、学部長が学生に付与する。

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	1, 200以上
ゴールドクラス	1, 000～1, 199
ブロンズクラス	700～999
フリークエントクラス	600～699
ビジタークラス	600未満

- 4 実施要領第6条に定めるマイレージポイントの認定は、本学の教養教育科目に相当する授業科目は教養教育院教授会の予備審査に基づき本学部教授会の議を経て、本学の専門教育科目に相当する授業科目は本学部教授会の議を経て、学部長が行う。
- 5 学部長は、転学部が許可された学生の受入れ又は学生の転学科を決定したときは、本学部教授会の議を経て、当該学生に係る転学部又は転学科前の科目等の履修を第2項に定める科目等の履修とみなし、同項に定めるマイレージポイントを再度付与することができる。
- 6 学生は、徳島大学医学部規則第14条に規定する卒業の要件として、本学部規則で定める単位を取得するほか、第3項に定めるマイレージレベルのうちプラチナクラス、ゴールドクラス、ブロンズクラスのいずれかを有していなければならない。
- 7 学部長は、学生が次の各号に掲げる要件を満たした場合は、当該学生に対し卒業時に学部長表彰を行うことができる。
- (1) 付与されたマイレージレベルがゴールドクラス以上であること。
 - (2) 医学科においては、付与されたマイレージレベルがゴールドクラスであるとともに、医学科卒業時コンピテンス・コンピテンシーで定めた「7. 国際的能力」について高いレベルに到達していると評価できる者であること。
- 8 学部長は、学生が次の各号掲げる要件を満たした場合は、当該学生を学長表彰に推薦することができる。
- (1) 付与されたマイレージレベルがプラチナクラス以上であること。
 - (2) 医学科においては、付与されたマイレージレベルがプラチナクラスであるとともに、医学科卒業時コンピテンス・コンピテンシーで定めた「7. 国際的能力」について高いレベルに到達していると評価できる者であること。